

徳島県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所			サービスの廃止の届出	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	廃 止 年月日
社会福祉法人 圭和会	徳島市丈六町小谷四六番地一	ヘルパーステーション きずな	徳島市丈六町小谷四六番地一	訪問介護	令和五年一月二十七日	令和五年二月二十八日
		デイサービスセンター きずな	同	通所介護	同	同
		訪問看護ステーション きずな	同	訪問看護	同	同